



徳島市納税コールセンター業務委託契約書

徳島市納税コールセンター業務の委託について、徳島市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、次に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（1）業務名称

徳島市納税コールセンター業務（以下「業務」という。）

（2）業務内容

別紙徳島市納税コールセンター業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく。

（3）業務実施場所

業務実施場所は、甲の承認を得て、乙において設置するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結日の翌日から令和10年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 この契約に係る委託料は、総額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）、年度別の内訳及び月額は次のとおりとする。

（1）年度別

令和7年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円）

令和8年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円）

令和9年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円）

令和10年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円）

（2）月額

令和7年8月から令和10年9月まで〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇円）

2 契約の解除等により委託料を支払う期間が1箇月に満たない場合は、日割計算により算出して得た額とし、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（契約保証金）

第4条

契約保証金は、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第31条第〇号の規定により免除する。

（業務実施上の注意）

第5条 乙は、業務の遂行に当たっては、誠実にこれを履行するとともに、甲の指示に従わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によって甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により業務内容の変更を求めることができる。この場合における業務の内容は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、甲、乙協議の上、第3条の委託料を変更することができる。

(業務従事者)

第9条 乙は、すべての業務従事者氏名を甲に届け出なければならない。業務従事者を変更した場合も同様とする。

2 甲は、乙の従事者が業務の遂行について著しく不適當であると認められる場合は、その理由を示し、乙に必要な措置をとることを求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の実施中に知り得た甲又は甲の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、業務の実施に当たり、すべての業務従事者から秘密保持に関する誓約書を甲に提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(立入調査)

第12条 甲は、乙が業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の管理情報その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査することができる。

(実績報告等)

第13条 乙は、仕様書に定める業務報告等に関する事項に基づき、業務を遂行した日毎に業務内容を記録した日次報告書を翌稼働日までに甲へ提出しなければならない。

2 乙は、毎月の業務が完了したときは、月次報告書を翌月、甲の指定する日までに甲へ提出しなければならない。

3 乙は、毎年及び業務完了したときは、遅滞なく業務実績報告書を甲へ提出しなければならない。

4 乙は、前3項に掲げる書類のほか、苦情案件等その他報告事項について随時甲へ報告しなければならない。

(委託料の支払方法)

第14条 乙は、前条第2項の月次報告書を提出し、甲の確認を受けた後、委託料の月額を支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による正当な請求書を受領したときは、その日から起算して30

日以内にこれを支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 15 条 甲は、本契約が完了した後でも、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

(違約金)

第 16 条 乙の責めに帰すべき理由により、甲の指定する期日までに引渡し又は給付を終わらないときは、甲は乙から違約金を徴することができる。

(契約の解除等)

第 17 条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、催告なしにいつでもこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じて甲はその責めを負わないものとする。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、第 2 条に規定する委託期間中に乙が委託業務を継続できる見込みがないと認められるとき。

(2) この契約の締結及び履行に際し、不正な行為があったとき。

(3) この契約の条項に違反したとき。

(4) 受託者としての資格を欠いたとき。

(5) 別記 1「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。

(6) 別記 2「徳島市暴力団等排除条項」第 1 項に該当するとき。

(7) この契約の履行に際し、甲の係員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。

2 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、この契約を解除する必要が生じたときは、甲・乙協議してこの契約を解除することができる。

4 甲は第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

5 乙は、甲が第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、業務を行うに当たり、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙の責任においてこれを賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(業務実施中の事故責任)

第 19 条 業務実施中に発生した事故により乙又は乙の従事者が受けた損害については、甲はいかなる責めも負わないものとする。

(契約の費用)

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 21 条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(法令等の遵守)

第 22 条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(定めのない事項等)

第 23 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、法令に特別の定めがあるもののほか、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 徳島市幸町 2 丁目 5 番地
徳 島 市
上記代表者 徳島市長 遠藤 彰良

乙 ○○○ ○○○ ○○○
株式会社 ○○○○○○
○○○ ○○ ○○○

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第 4 乙は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務従事者への通知)

第 5 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第 6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自らがを行い、第三者にその取扱を委託してはならない。

(資料等の返還)

第 9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第 10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

徳島市暴力団等排除条項

(契約の解除)

- 1 発注者は、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(語句の解釈)

- 2 この排除条項に記す語句は、徳島市暴力団等排除措置要綱及び徳島市暴力団等排除措置要綱に関する運用基準に記載されているとおり解釈するものとする。